

一般社団法人日本セキュリティ心理学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本セキュリティ心理学会「英語名称, Institute of Security Psychology, Japan (略称 ISP-JPN)」と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、情報セキュリティ、サイバーセキュリティを中心としたセキュリティに関し、心理学及び行動科学等の振興を図ることにより、学術、文化ならびに組織の安全性の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) セキュリティ心理学の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表
- (2) セキュリティ心理学の普及・実践
- (3) セキュリティ心理学に関する標準化の推進ならびに普及
- (4) セキュリティ心理学に関わる人材育成の推進
- (5) セキュリティ心理学関連協会団体等との連絡及び協力
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 会員及び代議員（社員）

(会員)

第5条 当法人の目的に賛同したものの中から、日本セキュリティ心理学会 学会規約（以下、学会規約とする）に定められた、所定の手続きを経て入会した者を会員とする。

(入社)

第6条 代議員は、学会規約で定められた会員のうち一般会員及び企業会員の中から選出を経て、入社する。

- 2 代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における社員とする。

(退社)

第7条 代議員は、いつでも退社することができる。ただし、3か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第8条 当法人の代議員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は代議員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める代議員総会の決議により、その代議員を除

名することができる。

(代議員の資格喪失)

第9条 代議員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 会員の資格を失ったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総代議員の同意があったとき。

(代議員名簿)

第10条 当法人は、代議員の氏名又は名称及び住所を記載した役員名簿を作成する。

第3章 代議員総会

(構成)

第11条 代議員総会は、全ての代議員をもって構成する。

(権限)

第12条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 代議員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
- 2 開催通知に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第13条 当法人の代議員総会は、定時代議員総会及び臨時代議員総会とし、定時代議員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時代議員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、第20条4項で規定する、会長が招集する

- 2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員らは、会長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 代議員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 代議員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 代議員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員構成)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上、20名以内
- (2) 代表理事 3名以内
- (3) 監事 1名以上、2名以内

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって選任する。

- 2 第19条第1項及び第3項で定める理事または監事の員数が欠けた場合には、速やかに代議員総会を開催し、補欠を選任する。
- 3 代表理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 4 理事会の決議によって、代表理事のうち1名を会長と定め、また、2名以内を副会長と定めることができる。
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 会長、副会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期代議員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、会長、副会長及び業務執行理事に対しては、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益を、代議員総会の決議によって定めることができる。

(責任の一部免除又は限定)

- 第26条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、代議員総会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第27条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
 - 3 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(権限)

- 第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時代議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の不分配)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第36条 この定款は、代議員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、代議員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

(住所略)

設立時代表時理事 内田勝也

設立時理事 内田勝也

設立時理事 角尾幸保

設立時理事 福田健

設立時理事 福田峰之

設立時監事 立入健太郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(氏名及び住所略)

(主たる事務所の所在場所)

第42条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりである。

住所：東京都新宿区北新宿三丁目8番9号

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本セキュリティ心理学会設立のため、この定款を作成し、設立時社員(氏名略)の定款作成代理人司法書士法人 久留事務所は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年11月7日

設立時社員 (氏名略)

上記設立時社員の定款作成代理人

港区浜松町一丁目27番17号三和ビル4階404

司法書士法人 久留事務所

※Web掲載用に、住所、氏名・名称及び印影の一部を省略しています。